

## 五戸町農産物直売等拠点施設運営候補者に関する覚書（案）

五戸町（以下、「甲」という。）と運営候補者〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、五戸町農産物直売等拠点施設（以下、「産直」という。）の運営候補者の期間において、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、令和7年度開業予定の産直の指定管理を適正かつ円滑に行うために、運営候補者の期間において、甲と乙が相互に協力し、地域の特色を生かした産直づくり、開業準備及びその後の運営に向けて取組む事項を定めるものである。

### （運営候補者の意義）

第2条 甲が運営候補者を選定する意義は、地域の特色を生かした産直づくりに民間事業者が有する創意工夫やスキルを生かすとともに、将来の運営を担う運営候補者の意見や提案を反映させることで、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって効果的かつ魅力的な産直を実現させるとともに、持続可能な地域づくりと本町の地域振興に資することを目的とする。

### （公共性の尊重）

第3条 乙は、産直の設置目的、運営候補者の意義及び将来指定管理者となることを前提とした管理運営にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### （信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立ってこの覚書を誠実に履行しなければならない。

### （指定管理者の指定）

第5条 甲と乙は、乙が産直の指定管理者となることを前提として、協議の上、この覚書を締結するものとする。甲が乙を指定管理者として指定するにあたっては、審査会を設置し、所定の審査を行うこととする。審査の結果、産直を管理運営する能力を有すると認められる場合、甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による議会の議決を得た後に、指定管理者に指定し、甲乙双方の合意に基づき指定管理に関する協定を締結するものとする。

### （運営候補者が行う業務）

第6条 乙は、次に事項について運営候補者の期間に取組むものとする。なお、運営候補者の期間における業務の実施時期等については、甲と協議するものとする。

1 乙は、産直に導入する機能や事業計画等を甲に対して提案し、甲は乙の提案を取り入れながら産直の設計、建設、開業の準備を行う。

2 乙の行う業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 五戸町産地直売施設基本構想（以下、「基本構想」という。）及び五戸町農産業村活性化計画（以下、「活性化計画」という。）並びに五戸町産地直売施設（仮称）基本設計（以下、「基本設計」という。）に掲げる産直の目指すものの実現に向けた実効性のある具体的戦略づくり

- (2) 上記を踏まえ、「基本戦略」及び「ターゲット」の策定を行い、より特徴のある戦略づくり、ターゲットのフォーカス、市場開拓
- (3) 自立・持続経営可能な産直の経営の仕組みづくり
- (4) 産直の開業に向けた諸準備
  - ア 農産物直売計画策定及び体制の確立
  - イ 物産品・加工品販売計画策定及びその導入に向けた準備
  - ウ 地域との連携
  - エ 関係機関等との協議
- (5) その他魅力ある産直とするための関連業務

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この覚書上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(運営候補者の決定の取消し)

第8条 甲は、乙が次の事由に該当するときは、運営候補者の決定を取消すことができる。乙は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。その場合の措置については、次のとおりとする。

- 1 乙の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、甲は決定の取消しをすることができる。その場合、甲に生じた損害は乙が賠償するものとする。
- 2 不可抗力その他、甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両社で協議を行うものとする。協議の結果、甲が業務の継続が困難と判断した場合、決定を取消すことができる。

(疑義の決定)

第9条 この覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この覚書は、令和〇年〇月〇日から効力を発し、産直の指定管理者の指定期間の初日の前日をもって効力を失う。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所 五戸町字古館2 1 番地 1  
氏名 五戸町  
五戸町長 若宮 佳一

乙 住所  
氏名